

私たちは大法廷での審理を求めます

～「年金引き下げ違憲訴訟」の公正判決を求める要請書～

現在、年金引き下げ違憲訴訟が貴裁判所に係属しています。

本件は平成24年改正法によって、いわゆる「特例水準の解消」を口実に、物価スライド以外の理由で初めて公的年金の支給額を2.5%減額したことの違憲性が問われている事案です。

国は、当事者である年金生活者の意見を聞かないまま年金の種類、年金受給額の高低、所得の高低に関係なく一律に減額を強行しました。そのため、低年金額の人ほど生活に与える影響は深刻です。とりわけ女性の場合、構造的に低年金受給者が多いため、年金減額による打撃は一層大きいものとなっています。

年金は「老後を生きる命綱」です。その年金を意見も聞かないで一方的に引き下げるとは、憲法25条、29条に反するものであり、決して許されません。そこで、私たちは、やむにやまれぬ思いから、2015年以降、全国39の地方裁判所に提訴し、原告数は5297人にのぼっています。

これまで、全国の裁判所で、原告本人、学者、現役労働者など多数の尋問が行われ、それぞれの立場から、今回の年金引き下げの問題点を指摘し、若者も高齢者も安心して生活できる年金制度を樹立することの重要性を指摘してきました。

しかしながら、これまで言い渡された地方裁判所と高等裁判所の判決は、私たちの請求を却下する不当なものでした。これらの不当判決は、いずれも堀木訴訟における1982年7月7日最高裁大法廷を無批判に引用して、立法府の広範な裁量を認め、年金引き下げによる生活への深刻な影響という事実に向き合わないものでした。また、社会権規約に基づく国際的な人権水準を裁判に適用することを否定するものでした。これでは、人権侵害の訴えに対して、立法の憲法適合性を審査するという裁判所の責任を回避したものといわざるを得ません。

私たちは、年金受給者の生活実態を無視した「問答無用」といわんばかりの年金引き下げに対して、裁判所が憲法に基づく判断を示すことによって、年金引き下げの流れを変えたいと願っています。そのことは、誰もが憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることのできる年金制度の確立につながるものです。

私たちは、貴裁判所が、本件を大法廷で審理し、統一した判断を示すことを求めます。審理においては、年金引き下げによる深刻な権利侵害の事実を直視し、独立した立場で国の主張を吟味した上で、正しい憲法判断を示すことを求めます。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※この個人情報は要請以外には使用いたしません

連絡先  **全日本年金者組合中央本部**

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔ビル4階

TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777